

第5章 ごみ処理の基本理念と方針

第5章 ごみ処理の基本理念と方針

第1節 ごみ処理の基本理念

かつて、大量生産・大量消費・大量廃棄の結果、廃棄物の不適正処理や最終処分場のひっ迫等の問題が生じたことから、環境と経済が両立した持続可能な循環型社会の構築が求められています。このような情勢を鑑みて、平成27年9月に国連サミットでSDGsが採択されました。

本市においても、平成26年に策定した前計画に基づき、循環型社会形成に向けた様々な取り組みを進めてきました。

例として、小型家電やプラスチック製容器包装といった新たな分別回収の開始が挙げられます。特にプラスチック製容器包装については、開始から約3年間で回収量が大幅に増加しています。また、平成29年度以降は甲府・峡東クリーンセンターにおける中間処理が開始され、焼却灰の有効活用が可能となりました。こういった取り組みの結果、ごみの減量化と資源化率の向上が進んでいます。ごみ排出量の削減を徹底することは、限りある資源の使用の削減に繋がり、さらに、ごみ処理に関する環境負荷も低減できます。

このような状況を踏まえ、本計画では、国が推進する「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」のなかで最も重要であるリデュース（発生抑制）に重きを置き、持続可能な循環型社会の構築に取り組むことを目指した基本理念を以下のとおり定めます。

みんなで取り組む3Rのまち 甲府

～ごみの発生抑制と環境負荷の低減～

第2節 ごみ処理の基本方針

1 基本方針

ごみ処理の基本理念を確実に実現するため、具体的な行動指針となる基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 ごみの発生抑制

ごみの減量化のためには、3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))に基づき、ごみの発生抑制が第一に必要となります。しかし、ごみの発生抑制は市民・事業者・行政それぞれが主体となり、ごみを出さない意識や社会づくりを推進していくことが必要となります。本市としては、この意識付けへの支援や動機づけ、情報提供をしていくことにより、ごみを出さない社会の形成を図ります。

基本方針2 資源リサイクルの促進

資源リサイクルを進めるためには、一人ひとりのごみの分別意識を醸成していくことが必要です。

本市では、資源化を促進するために、広報やホームページ、また、ごみ分別アプリなどの情報提供や、ごみへらし隊による啓発活動を通して分別の徹底・推進・拡充を図っていきます。

基本方針3 広域処理による効率的かつ安全・安心なごみ処理の推進

平成29年度に稼働した新ごみ処理施設(甲府・峡東クリーンセンター)では、本市を含めた4市で広域化による焼却処理、破碎・資源化処理が行われています。施設の集約化、ごみ処理の一元化により、効率的かつ維持管理コストの低減が可能となります。

また、他の構成市(笛吹市・山梨市・甲州市)や甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携を図り、安全・安心なごみ処理を実施します。

2 基本方針に基づく施策体系

上述した基本方針に基づき、様々な施策を実施していきます。施策としては大きく「減量化計画」、「収集運搬計画」、「中間処理計画」、「資源化計画」、「最終処分計画」、「啓発・推進計画」、「その他の計画」の7つに分類します。基本方針に沿った施策体系を図5-1に、施策を行う上で、市民や事業者、行政の役割について表5-1に示します。

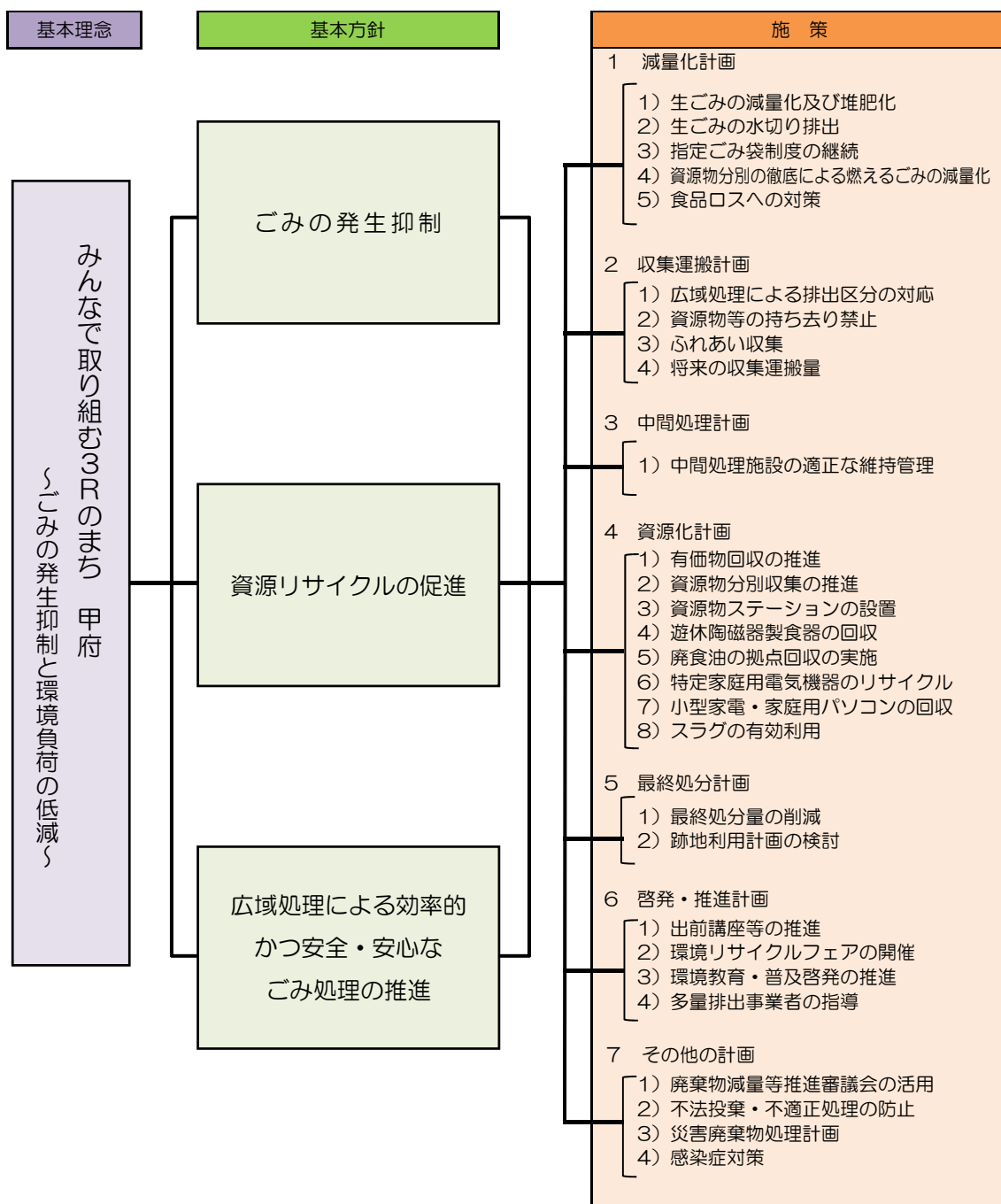


図5-1 施策体系

表5-1 市民・事業者・行政の役割

主 体	役 割	取り組むべき事項
市民	<p>ごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制に配慮した消費行動やリサイクルの推進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減 ・ごみの排出ルールや資源物の分別の徹底 ・地域の集団回収活動などへの参加 ・生ごみの水切りや堆肥化などによる、ごみの減量化・資源化の実施 ・使い捨て商品や過剰購入の抑制 等
事業者	<p>ごみの発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取り組みに努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源における排出抑制 ・リサイクル製品、エコ商品の開発 ・過剰包装の抑制、レジ袋の削減 ・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進 ・再生品の使用促進 等
行政	<p>ごみの発生抑制に係る市民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集や再生利用など積極的に取り組むことにより、循環型社会の構築に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者に対するごみの減量化・資源化推進に関する周知啓発 ・幼児から学生、自治会等での環境教育、環境学習の充実 ・効率的かつ安全・安心な収集等の実施 ・多量排出事業者に対する減量化指導の徹底 ・不法投棄防止対策の推進 ・ごみ減量に関する有効な施策の推進 等